



2010年度 5月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人  
資産相談業務

実施日 2010年5月23日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

注意

1. 受検すべき試験の問題用紙と解答用紙が配付されているかどうかをご確認のうえ、誤った用紙が配付されている場合は拳手してください(「問題用紙左上部の試験名の略称」と「解答用紙左上部の試験名の略称」の一致により確認できます)。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月23日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/fp/list/fp/answer>)

6月30日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)

解答にあたっての注意

- 1．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．解答は，解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさんが勤務する会社では、経営状態が思わしくないため、人員整理に伴う解雇が行われる見込みである。現時点ではAさんが解雇の対象となるか否かはわからないが、Aさんは、万一、その対象となった場合に備えて、退職後に受給できる雇用保険の基本手当について知りたいと考えている。一方、Aさんが解雇の対象とならないとしても、Aさんは定年退職が近づいているため、現在加入している企業年金の老齢給付についても知りたいと思っている。そこで、知人のファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

Aさんに関する資料

Aさん（満55歳）：昭和30年5月10日生まれ

全国健康保険協会管掌健康保険，厚生年金保険，雇用保険に加入中  
平成15年4月から現在の会社で確定拠出年金の企業型年金に加入中

Aさんの公的年金の加入歴 平成22年4月分まで

	20歳	22歳	55歳	60歳
Aさん	国民年金 (納付済35月)	厚生年金保険 (385月)		未定 (60月)

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんは、解雇により平成22年5月末に離職した場合、現在加入している確定拠出年金の企業型年金（以下、「企業型年金」という）の年金資産がどのように取り扱われるのか心配している。これについてファイナンシャル・プランナーが説明した下記の～の記述のうち、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい（理由不要）。

Aさんが解雇により離職した場合、Aさんは、確定拠出年金の老齢給付金を65歳に達しないと受け取ることができない。

Aさんが解雇により離職した後、国民年金の第1号被保険者となった場合は、企業型年金の資産を確定拠出年金の個人型年金へ移換し、個人型年金の運用指図者として当該資産を運用することができる。

Aさんが解雇により離職した後すぐに再就職し、その事業所で実施している企業型年金の加入者となった場合、前職で加入していた企業型年金の資産を、再就職先の企業型年金に移換することはできない。

Aさんが解雇により離職したときは、いかなる場合でも、前職で加入していた企業型年金からAさんの資産を脱退一時金として受け取ることができる。

《問2》 Aさんは、雇用保険の基本手当について知りたいと考えている。これに関する次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のA～Hのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは、離職後に雇用保険の基本手当を受給する場合、雇用保険被保険者離職票等を( )を管轄する公共職業安定所に提出し、基本手当の受給資格の決定を受けることが必要となる。

Aさんは、解雇により離職した場合、特定受給資格者に該当するため、原則として、公共職業安定所に求職の申込みをした日以後の失業している日が、通算して( )日間の待期間を経過すれば、基本手当の支給を受けることができる。また、Aさんが平成24年3月までに安定した職業に就いた場合、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、所定給付日数の( )以上である等の要件を満たすことにより、雇用保険の再就職手当を受給することができる。

語句群

- A．会社の所在地    B．Aさんの住所地    C．3    D．5    E．7  
 F．2分の1    G．3分の1    H．4分の1

《問3》 Aさんは、解雇により離職した場合の雇用保険の基本手当日額を試算することにした。下記の 資料 を基に、Aさんが受給できる基本手当日額の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、 ~ については「高い」または「低い」のいずれかを記入すること。

資料

算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の6カ月間の賃金総額 (臨時に支払われる賃金および3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)	3,400千円
45歳以上60歳未満の離職日における賃金日額の上限度	15,370円
基本手当日額を算出するために賃金日額に乗ずる率	100分の50

Aさんの賃金日額は、 と のいずれか( )金額である。

: 15,370円

:  $\frac{( )}{180}$  千円

Aさんの基本手当日額: 賃金日額  $\times \frac{50}{100} = ( )$  円

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、余裕資金の一部を使って株式を購入することを検討している。  
株式を購入する際には、税制やリスクの軽減などについて理解することが重要であるため、Aさんはファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

《問4》 上場株式等の配当等（発行済株式総数の5%以上を有する大口株主等が支払を受けるものを除く）に関する次の文章の空欄～に入る最も適切な語句または数値を下記の語句群のA～Iのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

上場株式等の配当等については、( )所得税の確定申告不要制度を選択することができる。

また、平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、確定申告をし、( )課税を選択することにより、上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算をすることができる。損益通算をしてもなお譲渡損失が残る場合は、毎年確定申告をすることにより、最長で( )年以内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除をすることができる。

語句群

- A．金額の多寡にかかわらず    B．年間100千円まで    C．年間300千円まで  
D．10%の源泉分離    E．20%の源泉分離    F．申告分離    G．2    H．3  
I．5

《問5》 株式の運用ポートフォリオにおける相関係数に関する次の～の記述のうち、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい（理由不要）。

投資対象銘柄同士が互いにまったく関係のない動きをする場合、相関係数は「+1」となる。

相関係数が「-1」の場合、ポートフォリオのリスクは、それぞれの投資対象銘柄のリスクを投資割合で加重平均したものとなる。

相関係数が「+1」未満の場合、ポートフォリオのリスクは、それぞれの投資対象銘柄のリスクを投資割合で加重平均したものより低くなるため、リスクの軽減効果が得られる。

《問6》 Aさんは、下記の甲社株式および乙社株式を購入することを検討している。下記の資料に基づき、甲社および乙社株式を購入した場合の期待収益率を求めなさい。なお、解答にあたっては計算過程を示すこと。

資料

	業 種	投資割合	予想収益率
甲社	医薬品製造業	70%	4.0%
乙社	サービス業	30%	6.0%

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、平成21年4月1日から個人事業（物品売買業・従業員3人）を行っており、平成22年分の事業に関する収支の予想は、以下のとおりである。

なお、Aさんは、平成22年分の事業所得に係る取引について正規の簿記の原則により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表と損益計算書を青色申告書に添付して、それらを所轄税務署長に所定の期限内に提出する等の要件を満たす青色申告者である。

収入	
売上高	80,000千円
支出	
・売上原価	60,000千円
・店舗の家賃	3,000千円（すべて事業にかかる支出であり、生計を一にする親族に対する支払ではない）
・通信費	2,400千円（すべて事業にかかる支出である）
・租税公課	850千円
（内訳）事業税	250千円
所得税および住民税	600千円
・減価償却資産	
パソコン：平成22年3月10日新品取得・供用	取得価額 230千円
耐用年数 4年 定額法・償却率 0.250	
事業専用割合 100%	
車 輛：平成21年7月1日新品取得・供用	取得価額 2,000千円
耐用年数 4年 定額法・償却率 0.250	
事業専用割合 100%	
パソコンおよび車輛は、平成22年12月末日まで継続使用予定	
・青色事業専従者給与	1,800千円（すべて必要経費となる）
・その他諸経費	3,000千円（すべて必要経費となる）

- ・ Aさんには妻Bがおり、適正な届出によりAさんの事業の青色事業専従者として働いている。
- ・ Aさんは、事業所得以外に所得はないものとする。

上記以外の条件等は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 所得税の青色申告に関する次の ~ の記述について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい（理由不要）。なお、青色事業専従者については、所定の届出をしているものとする。

青色申告書を提出できる者は、不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う居住者のうち、青色申告書の提出について所轄税務署長の承認を受けている者に限られる。

青色申告者が、その配偶者に対して青色事業専従者給与の支払をした場合は、その金額の多寡にかかわらず、所得税の配偶者控除の適用を受けることはできない。

災害・盗難もしくは横領により資産が損害を受け、雑損控除の適用を受けた結果、控除不足額が生じた場合、青色申告者は、雑損失の繰越控除として翌年以降、最長3年間にわたり、各年の所得金額から損失額を控除することができるが、白色申告者は控除の適用を受けることができない。

青色申告者の所得として、不動産所得および事業所得がある場合、青色申告特別控除額は、まず不動産所得から控除し、控除しきれなかった金額は事業所得から控除する。

《問8》 事業所得に関する次の記述の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 の A ~ Gのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- ・事業所得の金額の計算上、( )の法定評価方法は、最終仕入原価法である。
- ・事業所得の金額の計算上、原則として、事業に係る支出交際費の金額（業務上必要であることが明らかな金額）は、その( )が必要経費に算入できる。
- ・事業所得の金額の計算上、居宅兼店舗にかかる電気代、ガス代等のうち、居宅用部分の支出であることが明らかな金額については、必要経費に( )。

語句群

- A．買掛金    B．棚卸資産    C．全額    D．2分の1相当額  
E．4分の1相当額    F．算入できる    G．算入できない

《問9》 Aさんが、平成22年分の所得税の事業所得の金額を計算するうえでまとめた下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、事業所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、パソコンについては、「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例」の適用を受けるものとする。

(単位：千円)

総収入金額	80,000
必要経費等	
売上原価	60,000
店舗の家賃	3,000
通信費	2,400
租税公課	(        )
減価償却費(パソコン)	(        )
減価償却費(車輛)	500
青色事業専従者給与	1,800
その他諸経費	3,000
青色申告特別控除	(        )

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、現在、賃貸マンションに住んでいるが、生活環境等の条件を検討した結果、新築分譲マンションを購入することにした。

検討中のマンションは下記の物件であり、敷地権の種類は一般定期借地権であるが、借地権の知識などについては詳しくないため、ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

なお、本設例では、借地借家法22条の定期借地権を一般定期借地権という。

Aさんが検討している一般定期借地権付新築分譲マンションの概要

物 件 名	Xマンション
分譲価格	35,000千円
(内訳)	
(建物の価格)	(27,000千円)
(土地の権利金)	(8,000千円)
敷地権の種類	一般定期借地権
土地の所有者	Bさん

・権利金は返還義務がないものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 借地借家法に規定される借地権に関する次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な数値を、下記の 数値群 のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

いわゆる普通借地権の存続期間を契約によって定める場合、設定の当初の期間は( )年以上としなければならず、最初の更新後の期間は( )年以上としなければならない。

また、定期借地権のうち、一般定期借地権の存続期間は、( )年以上とされる。

数値群

10 15 20 25 30 50

《問11》 設例におけるXマンションの購入に関する留意事項等について、ファイナンシャル・プランナーが説明した次の～の記述について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい（理由不要）。

Aさんが、住宅ローンを利用してXマンションを購入した場合、所定の要件を満たしていれば、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。

設例におけるXマンションの一般定期借地権の権利金には、消費税および地方消費税が課される。

設例におけるXマンションの敷地権の種類は、一般定期借地権であるため、借地権の期間満了時には、原則として、当該敷地を更地にして返還しなければならない。

《問12》 Aさんは、検討の結果、設例のXマンションを購入することにしたが、Aさんが万一、購入の翌年に死亡した場合の財産評価基本通達による一般定期借地権の価額を算出することにした。下記の資料を基に、Xマンションの一般定期借地権の価額を算出した場合、その計算式の空欄～に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい（金額は千円未満を四捨五入すること）。なお、～の部分は、問題の性質上、数値を伏せてある。

資料

死亡時の自用地価額	32,000千円（相続税評価額）	
借地権設定時の時価	40,000千円	
基準年利率1.5%の複利年金現価率	49年（残存期間）	34.53
	50年（設定期間）	35.000

上記以外の条件等は考慮しないものとする。

・課税時期における自用地価額（ ）千円

×  $\frac{\text{権利金の額（ ）千円}}{\text{借地権設定時の時価40,000千円}}$

×  $\frac{\text{課税時期の残存期間年数に応ずる複利年金現価率（ ）}}{\text{設定期間年数に応ずる複利年金現価率（ ）}}$

= 一般定期借地権の価額（ ）千円

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

甲社（食料品製造会社、非上場会社）の社長であるAさんは、今年80歳になることから甲社の副社長である長男Bへの事業承継を考えている。しかし、事業承継の知識については詳しくないことから、ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

甲社の概要

- ・直前期 平成21年4月1日～平成22年3月31日
- ・資本金等の額 6,000千円（1株当たりの資本金等の額50円）
- ・発行済株式総数 120千株（すべて普通株式で1株につき議決権は1つ）
- ・甲社の株式は、Aさんが100%保有している。

甲社の株式評価（相続税評価額）に関する資料

- ・甲社株式の評価時点は、平成22年5月10日である。
- ・会社の規模区分： 中会社の小
- ・甲社は、特定の評価会社等には該当しないものとする。

	甲社	類似業種
1株当たりの年配当金額	10円	5円
1株当たりの年利益金額	30円	20円
1株当たりの簿価純資産価額	300円	200円
類似業種の株価		180円

甲社、類似業種ともに1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

- ・評価時点における純資産価額方式による株価：1株当たり300円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 相続税における甲社株式の評価方法や評価額の引下げ策に関する次の～の記述のうち、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい（理由不要）。

仮に、甲社の1株当たりの類似業種比準価額が、1株当たりの純資産価額より高い場合であったとしても、甲社株式を純資産価額によって評価することはいっさいできない。Aさんが生前に退職し、Aさんに役員退職金（税務上損金となるもの）を支払うことは、類似業種比準方式および純資産価額方式による株価の引下げにつながる。

甲社は1株当たり10円の配当をしているが、この1株当たりの配当を5円に引き下げることは、類似業種比準方式による株価の引下げにつながる。

《問14》 Aさんは、甲社の社長を退き長男Bに社長を譲るとともに、Aさんの所有する甲社株式をすべて長男Bに贈与する予定であるため、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例」の適用を検討している。この特例についてファイナンシャル・プランナーが説明した次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のA～Hのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、甲社は認定贈与承継会社に該当することとする。

Aさんから株式の贈与を受ける長男Bが、役員就任から( )年以上経過していること等の要件を満たした場合、長男BがAさんから受贈する甲社株式に係る贈与税のうち、発行済株式総数の( )千株に対応するまでの部分についての贈与税額を上限として納税が猶予される。

贈与税の納税猶予は、Aさんの死亡の日までであり、納税猶予の要件を満たしたままAさんが死亡した場合、届出により納税が猶予された贈与税額は( )が免除されるが、当該免除を受けた部分の株式の評価額(贈与時の価額)は相続税の対象となる。

語句群

A . 3    B . 6    C . 8    D . 60    E . 80    F . 90  
G . 猶予された全額    H . 猶予された金額の3分の2まで

《問15》 平成22年5月10日を評価時点として、甲社株式の1株当たりの相続税評価額を、原則的評価方式(併用方式)により算出することにした。この場合、下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、 ~ は問題の性質上、金額を伏せてある。

- ・類似業種比準方式による甲社株式の1株当たりの評価額  
(計算結果は、円未満を切り捨てること)

$$(株価) \quad \begin{matrix} (配当金額) & (利益金額) & & (簿価純資産価額) \\ \frac{10円}{5円} & + & \frac{30円}{20円} & \times & ( ) & + & \frac{\quad}{( )円} \\ ( )円 & \times & \frac{\quad}{5} & & & & \times 0.6 & \times & \frac{50円}{50円} = \quad \quad \quad 円 \end{matrix}$$

- ・純資産価額方式による甲社株式の1株当たりの評価額：300円

- ・併用方式による株価(中会社の小)

(計算結果は、円未満を切り捨てること)

$$円 \times 0.6 + 300円 \times 0.4 = ( ) 円$$

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）